証券コード　3667
平成28年３月10日

株　主　各　位

東京都港区六本木六丁目10番１号
株　式　会　社　ｅ　ｎ　ｉ　ｓ　ｈ
代表取締役社長　安　徳　孝　平

第７回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第７回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年３月24日（木曜日）午後７時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成28年３月25日（金曜日）午前10時

２．場　　所　　東京都港区六本木六丁目10番１号
六本木ヒルズ森タワー49階
六本木アカデミーヒルズ49　タワーホール
（末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項　第７期（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　取締役４名選任の件

第２号議案　監査役３名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

また、代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する他の株主様１名を代理人として、その議決権を行使することが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.enish.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

１．会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、政府の経済政策や金融緩和策により、企業収益は回復傾向にあり、緩やかな景気回復基調は今後も継続されるものと期待されます。

当社の事業領域である、ソーシャルアプリ事業を取り巻く環境につきましては、国内ブラウザゲーム市場については成長率の鈍化はみられるものの、ネイティブアプリケーション（注）を中心に国内ソーシャルゲーム市場は今後も拡大していく見通しであります。

このような事業環境の中、当社では当事業年度においては、既存タイトルに関しては運営体制の強化を行い引き続き売上収益に貢献しておりますが、新規注力ネイティブアプリケーションタイトルについて品質向上のためリリース時期の延期を行ったこと等による厳しい状況での推移を踏まえ、海外拠点の整理・縮小等を行い、それに伴う特別損失の計上、繰延税金資産の取崩しを行いました。更にコストの圧縮施策を進めるとともに、新規タイトルのマーケットでの競合状況、ゲームの機能面検証をより精緻に行うとともに、収益性の観点からもプロダクトポートフォリオの見直し、翌事業年度に向けての成長基盤の再構築を推進してまいりました。

足元の状況としては、平成28年１月に仲間との連携が熱い、みんなで×つなげるバトルRPG「12オーディンズ」のリリースを行いました。ジョブシステムと多彩な装備やスキルを駆使した戦略性とともに、ド派手なエフェクトと3Dで表現される爽快なリアルタイムバトルが楽しめる仕様となっており、今後の収益寄与が期待されます。

この結果、当事業年度の業績は、売上高は5,482百万円（前事業年度比15.0％の減少）、営業損失は964百万円（前事業年度は営業利益149百万円）、経常損失は1,004百万円（前事業年度は経常利益151百万円）、当期純損失は1,447百万円（前事業年度は当期純利益22百万円）となっております。

（注）ネイティブアプリケーションとは、特定のコンピューターの機種やOS上で直接実行可能なプログラムで構成されたアプリケーションソフトウェアのことをいいます。

② 設備投資の状況

当社は、従業員の増加及び開発環境の整備に対処するために、11百万円の設備投資をいたしました。設備投資の主な内容は、社員貸与を目的としたPC等の購入であります。

③ 資金調達の状況

当社は、当事業年度において新株予約権の行使による増資により190百万円の調達を行っております。また、当社は、資金の機動的かつ安定的な調達に向け、平成27年４月に株式会社りそな銀行との間にコミットメントライン契約を締結しております。当該契約に基づく当事業年度末の借入実行残高は298百万円であります。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第４期 (平成24年12月期)	第５期 (平成25年12月期)	第６期 (平成26年12月期)	第７期 (当事業年度) (平成27年12月期)
売上高(百万円)	4,430	6,624	6,452	5,482
経常利益又は経常損失（△）(百万円)	654	1,078	151	△1,004
当期純利益又は当期純損失（△）(百万円)	373	653	22	△1,447
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）(円)	87.28	121.89	3.19	△207.53
総資産(百万円)	1,598	4,022	3,455	2,253
純資産(百万円)	1,052	2,994	2,866	1,619
１株当たり純資産額(円)	199.12	432.82	413.05	224.35

(注) １．当社は平成24年９月11日付で普通株式１株につき20株の株式分割を行っております。このため、１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失及び１株当たり純資産額は、当該株式分割が第４期の期首に行われたものと仮定して算定しております。

２．当社は平成25年10月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行っております。このため、１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失及び１株当たり純資産額は、当該株式分割が第４期の期首に行われたものと仮定して算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社が属するソーシャルゲーム業界につきましては、競争環境が激化しております。

このような状況の下、当社といたしましては継続的に良質なゲームタイトルを市場に投入し、多様化するユーザーの嗜好に応える組織体制を整える必要があると考えております。また、今後の規模拡大に伴いコーポレート・ガバナンスの強化も重要な課題として認識しております。

以上を踏まえ、当社としましては、以下具体的な課題に取り組んでまいります。

① ネイティブアプリケーションのリリース

ソーシャルゲーム市場は、ネイティブアプリケーションを中心に今後も世界規模で拡大していく見通しであります。当社が成長するためには、既存タイトルの企画、開発、運営により蓄積されたノウハウを新規にリリースするネイティブタイトルに活かすとともに、新規ネイティブタイトルを継続的、安定的に提供し続けることが重要であると認識しております。

一方で、ネイティブアプリケーションは、開発費、広告費が高騰しておりますが、開発タイトル数を絞り良質なタイトルを開発するとともに、有力IP（注）タイトルリリース等を行い、収益性の高いソーシャルゲームを開発し、提供することで、収益基盤の拡大と安定化を図っていく方針であります。

また、海外配信につきましても、現地パブリッシャーとの連携、強化により収益の最大化を図ってまいります。

（注）版権や知的財産権を持つコンテンツのことをいいます。

② ブラウザタイトルの収益維持

当社は、「ぼくのレストランⅡ」「ガルショ☆」など女性ユーザーが多くライフタイムバリュー（注）が高いブラウザタイトルを運営しております。一般的にタイトルリリースから時間が経過すると、収益は縮小する傾向となりますが、当社としましては、新イベントの導入、テーマやアートのクオリティ担保等によりブラウザタイトルの運営力を引き続き強化するとともに、コラボレーション強化による施策等により、収益性を維持していく方針であります。

（注）既存ユーザーの離脱率の低さのことをいいます。

③ 優秀な人材の確保

当社は、市場の拡大、新規参入企業の増加、ユーザーの嗜好の多様化に迅速に対応していくため、ユーザーの嗜好性を分析、把握し、サービスの恒常的な改善を行うことができる優秀な人材の確保、育成が必要と考えております。

当社としましては、収益性を考慮した人員の最適化、また、社内研修の強化、福利厚生の充実を図っていくとともに、志望者を惹きつけるようなオリジナリティのあるヒットタイトルを継続的にリリースしていくことで優秀な人材の採用強化につなげたいと考えております。

④　内部管理体制の強化

当社が、急速な事業環境の変化に適応しつつ、持続的な成長を維持していくためには、内部管理体制の強化も重要であると考えております。当社としましては、内部統制の実効性を高めコーポレート・ガバナンスを充実していくことにより、リスク管理の徹底とともに業務の効率化を図っていく所存であります。

⑤　サイトの安全性及び健全性の確保

当社が提供するコンテンツは、不特定多数のユーザーが登録をしていることから、ユーザーが安心して当社のサービスを利用できるように、サービスの安全性及びサイト内の健全性を確保することが、信頼性の向上につながると考えております。当社は個人情報保護や知的財産保護のためのガイドラインを設け、サイトの安全性・健全性の確保に努めており、今後も継続していく方針であります。

(5) 主要な事業内容（平成27年12月31日現在）

事　業　区　分	事　　業　　内　　容
ソーシャルアプリ事業	ソーシャルアプリの企画・開発・提供

(6) 主要な事業所（平成27年12月31日現在）

本　　社	東京都港区

(7) 使用人の状況（平成27年12月31日現在）

事　業　区　分	使　用　人　数	前事業年度末比増減
ソーシャルアプリ事業	158（18）名	20名減（６名減）

（注）１．使用人数は就業員数であり、パートタイマー、人材会社からの派遣社員は（　）内に年間平均人員を外数で記載しております。

２．従業員数が当期中において、20名減少しましたのは、通常の自己都合退職にあわせて大幅な組織変更に伴う部署の閉鎖等に伴う人員の減少によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年12月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	298百万円

（注） 当社は、資金調達の安定性の確保を目的として、株式会社りそな銀行と平成27年４月にコミットメントライン契約を締結しております。当該契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は以下のとおりであります。

コミットメントラインの総額	300,000千円
借入実行残高	298,000千円
差引額	2,000千円

２．株式の状況（平成27年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 12,000,000株

(2) 発行済株式の総数 7,187,880株

(3) 株主数 6,173名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
安徳孝平	827,560株	11.51%
公文善之	827,560	11.51
杉山全功	381,080	5.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	330,400	4.60
松本浩介	231,120	3.21
楽天証券株式会社	130,200	1.81
大和証券株式会社	110,900	1.54
みずほ証券株式会社	66,200	0.92
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	62,500	0.86
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	57,900	0.80

（注）日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）の所有株式の内訳は、信託口５が58,600株、信託口６が58,600株、信託口３が57,700株、信託口１が51,400株、信託口が49,100株、信託口２が44,100株、信託口４が10,900株であります。

３．新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第３回新株予約権
発行決議日		平成22年５月14日
新株予約権の数		7,166個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式　286,640株
新株予約権の発行価額		無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり25円
権利行使期間		平成24年５月18日から 平成32年５月17日まで
主な行使の条件		(注) 1
保有者数	取締役（社外取締役除く）	保有者数　２名

(注) １．主な新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、権利行使時においても、当社等の従業員等の地位にあることを要する。ただし、新株予約権を行使することができる期間に退任又は退職した従業員等については、退任又は退職後３ヶ月を経過するまでの間に限り新株予約権を行使することができるものとする。また、新株予約権者が社外協力者として認定された地位に該当しなくなった場合においては、当社取締役会において特に認めた場合には、当社取締役会の決定に従い新株予約権を行使することができるものとする。

②新株予約権者は、以下の区分に従い計算された数を上限として、割当された権利の一部又は全部を行使することができる。（ただし、計算の結果生じる１個未満の端数については、これを切り捨てるものとする。）

（ⅰ）割当日後、２年を経過した日以降、３年を経過する日の前日までの期間においては、割当された権利の数に２分の１を乗じた数

（ⅱ）割当日後、３年を経過した日以降、４年を経過する日の前日までの期間においては、割当された権利の数に４分の３を乗じた数

（ⅲ）割当日後、４年を経過した日以降、８年を経過する日までの期間においては、割当された権利の数に４分の４を乗じた数

２．当社は、平成24年９月11日付で普通株式１株につき20株の株式分割を、また平成25年10月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行っております。上表の「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は、調整後の内容となっております。

		第　5　回　新　株　予　約　権
発　行　決　議　日		平成23年６月30日
新　株　予　約　権　の　数		38個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式　1,520株
新株予約権の発行価額		無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり124円
権　利　行　使　期　間		平成25年９月28日から 平成33年９月27日まで
主　な　行　使　の　条　件		（注）１
保有者数	取締役（社外取締役除く）	保有者数　1名

（注）１．主な新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、新株予約権を行使することができる期間に退任または退職した取締役または従業員については、退任または退職後３ヶ月を経過するまでの間に限り新株予約権を行使することができるものとする。

②新株予約権者は、以下の区分に従い計算された数を上限として、割当てられた権利の一部または全部を行使することができる。（ただし、計算の結果生じる１個未満の端数については、これを切り捨てるものとする。）

（ⅰ）割当日後、２年を経過した日以降、３年を経過する日の前日までの期間においては、割当された権利の数に２分の１を乗じた数

（ⅱ）割当日後、３年を経過した日以降、４年を経過する日の前日までの期間においては、割当された権利の数に４分の３を乗じた数

（ⅲ）割当日後、４年を経過した日以降、８年を経過する日までの期間においては、割当された権利の数に４分の４を乗じた数

２．当社は、平成24年９月11日付で普通株式１株につき20株の株式分割を、また平成25年10月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行っております。上表の「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は、調整後の内容となっております。

		第　6　回　新　株　予　約　権
発　行　決　議　日		平成26年12月16日
新　株　予　約　権　の　数		1,470個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式　147,000株
新株予約権の発行価額		500円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり1,615円
権　利　行　使　期　間		平成28年４月１日から 平成35年１月６日まで
主　な　行　使　の　条　件		（注）１
保有者数	取締役（社外取締役除く）	保有者数　３名
	社　外　監　査　役	保有者数　１名

（注）主な新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、平成27年12月期から平成33年12月期までのいずれかの期において、当社の営業利益が20億円を超過した場合、当該営業利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月１日から権利行使期間の末日までに行使することができる。

②上記①における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の計算に用いる各指標の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標及び数値を取締役会にて定めるものとする。

③新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、退任または退職した取締役、監査役または従業員については、退任または退職後３ヶ月を経過するまでの間に限り本新株予約権を行使することができるものとする。

④上記③にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合には、その死亡時において本人が行使しうる本新株予約権の数を上限として６ヶ月以内（ただし、行使期間の末日までとする。）に限り相続人の行使を認める。ただし、当社取締役会の承認を得ることを条件とする。

⑤本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑥各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

⑦新株予約権者が当社との間に締結する新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第６回新株予約権
発行決議日		平成26年12月16日
新株予約権の数		765個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式　76,500株
新株予約権の発行価額		500円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり1,615円
権利行使期間		平成28年４月１日から 平成35年１月６日まで
主な行使の条件		（注）１
保有者数	当社使用人	保有者数　24名

（注）主な新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、平成27年12月期から平成33年12月期までのいずれかの期において、当社の営業利益が20億円を超過した場合、当該営業利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月１日から権利行使期間の末日までに行使することができる。

②上記①における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の計算に用いる各指標の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標及び数値を取締役会にて定めるものとする。

③新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、退任または退職した取締役、監査役または従業員については、退任または退職後３ヶ月を経過するまでの間に限り本新株予約権を行使することができるものとする。

④上記③にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合には、その死亡時において本人が行使しうる本新株予約権の数を上限として６ヶ月以内（ただし、行使期間の末日までとする。）に限り相続人の行使を認める。ただし、当社取締役会の承認を得ることを条件とする。

⑤本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑥各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

⑦新株予約権者が当社との間に締結する新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、平成28年12月期以降にリリースする新規ネイティブアプリケーションゲームの開発及びマーケティング活動のための資金を獲得することを目的として、平成27年9月24日に行使価額修正条項付第7回新株予約権8,500個（目的となる株式数：普通株式850,000株（新株予約権1個当たり100株））を発行いたしました。なお、当事業年度末日現在において残存する当該新株予約権の数は6,100個です。

4．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年12月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	安徳孝平	
取締役執行役員	公文善之	プロダクト本部長
取締役執行役員	高木和成	管理本部長
取締役	公文俊平	多摩大学情報社会学研究所長
常勤監査役	志村直幸	公認会計士志村直幸事務所所長 ファロス税理士法人社員
監査役	吉羽真一郎	青山学院大学法科大学院客員教授 潮見坂綜合法律事務所パートナー
監査役	佐藤完	

（注）1．取締役 公文俊平は、社外取締役であります。当社は、取締役 公文俊平を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

2．常勤監査役 志村直幸、監査役 吉羽真一郎及び監査役 佐藤完は、社外監査役であります。当社は、常勤監査役志村直幸を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

3．常勤監査役 志村直幸は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

（当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額）

区　　分	員　　数	報 酬 等 の 額
取締役 （うち社外取締役）	4名 （1名）	83,430千円 (6,000千円)
監査役 （うち社外監査役）	3名 （3名）	12,300千円 (12,300千円)
合計	7名 （4名）	95,730千円 (18,300千円)

（注）平成23年６月30日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額２億５千万円、監査役の報酬限度額は年額５千万円と決議されており、かかる報酬限度額内において、各役員の職務の内容、職位及び実績・成果等を勘案して報酬額を決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地　位	氏　名	兼職先の法人等	兼職の内容
取締役	公文俊平	多摩大学	情報社会学研究所長
常勤監査役	志村直幸	公認会計士志村直幸事務所	所長
		ファロス税理士法人	社員
監査役	吉羽真一郎	青山学院大学	法科大学院客員教授
		潮見坂綜合法律事務所	パートナー

（注）１．当社と多摩大学との間に特別な関係はありません。
２．当社と公認会計士志村直幸事務所、ファロス税理士法人との間に特別な関係はありません。
３．当社と青山学院大学、潮見坂綜合法律事務所との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地　位	氏　名	出席状況及び発言状況
取締役	公文俊平	当期開催の取締役会12回中11回出席し、情報社会学の専門的見地から適宜発言を行っております。
常勤監査役	志村直幸	当期開催の取締役会12回全てに出席、監査役会12回全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役	吉羽真一郎	当期開催の取締役会12回全てに出席、監査役会12回全てに出席し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役	佐藤完	当期開催の取締役会12回中11回出席、監査役会12回中11回出席し、企業経営に関する高度な見識と経験から適宜発言を行っております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項に基づき、社外取締役及び各社外監査役との間に同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額としております。

５．会計監査人の状況

(1) 名称　　新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

(注) １．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分の内容の概要

①処分の対象者

新日本有限責任監査法人

②処分の内容

・契約の新規の締結に関する業務の停止　３月
（平成28年１月１日から同年３月31日まで）

・業務改善命令（業務管理体制の改善）

６．業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

（１） 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①取締役及び従業員の職務の執行が、法令及び定款に適合し、企業倫理を遵守することで、社会的責任を果たすため、「行動規範」「コンプライアンス規程」等社内諸規程の整備と周知徹底を図ります。

②管理本部担当取締役を法令等遵守体制の整備にかかる責任者として、法令等遵守にかかる規程・マニュアルその他の関連規程の整備を行うとともに、法令等遵守にかかる教育啓蒙の実施、内部通報制度の整備等、法令等遵守体制の充実に努めます。

③内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、法令、定款及び社内諸規程の遵守状況並びに職務の執行の手続及び内容の妥当性等を定期的に監査し、法令等遵守体制の改善に寄与します。

（２） 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①取締役の職務の執行に係る情報は、「文書管理規程」その他関連規程に従い、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理を行います。

②取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとします。

（3） 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①「リスク管理規程」を制定し、潜在リスク及び顕在リスク情報に対する迅速かつ適切な措置を講ずる体制の構築を進めます。

②リスクに関する情報を入手したときは、正確、かつ迅速に取締役会又は経営会議にて共有し、リスクの把握と分析並びに対応策について検討します。

③不測の事態が生じた場合には、代表取締役社長を統括責任者とする対策委員会を設置し、迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えます。

（4） 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役会は月１回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行います。

②取締役会のもとに毎週開催される経営会議を設置し、取締役会の意思決定に資するとともに、業務執行状況の報告を行います。

③業務執行においては、「組織規程」及び「職務権限規程」等社内諸規程に基づき権限委譲と責任の明確化を図ることで、担当する部門における職務執行の効率性を高めます。

（5） 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

管理本部所属の使用人が、監査役の求めに応じて監査役の職務を補助するものとします。

（6） 監査役を補助する使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性に関する事項

①監査役は、監査役を補助する管理本部所属の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができます。

②前号の指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役の指揮命令は受けないものとし、また、監査役を補助する管理本部所属の使用人の人事考課については、事前に監査役の同意を得るものとします。

（7） 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

①監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務執行状況を把握するため、重要な会議に出席し、必要に応じ重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人にその説明を求めることができます。

②取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて速やかに業務執行状況を報告します。

③取締役及び使用人は、監査役に対し、当社に重要な影響を与える事項、内部監査の実施状況、社内通報制度の通報内容等を速やかに報告する体制を整えます。

（8） 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告を行った当社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を社内規程に定め、当社の取締役及び使用人に周知徹底します。

（9） 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の遂行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役は、代表取締役社長及び内部監査部門と定期的に意見交換を行います。

②監査役は会計監査人から定期的に監査の状況報告を受けることで監査の有効性、効率性を高めます。

③監査役が必要と認める場合には、弁護士や公認会計士等の専門家との連絡が行える体制を構築します。

(11)　財務報告の信頼性を確保するための体制

①信頼性のある財務報告を作成することが重要であることから「財務報告に係る内部統制基本方針」を整備し、周知徹底を図ります。

②財務報告の作成過程において、虚偽記載及び誤謬が生じないよう実効性のある統制環境体制の整備及び運用を行います。

(12)　反社会的勢力を排除するための体制

①反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むとともに、一切の関係を遮断します。

②管理本部を反社会的勢力対応部署とし、情報の一元管理を行うとともに、すべての使用人に「反社会的勢力等対応マニュアル」の周知徹底を行い、組織的に違法行為・不当要求へ対処します。

(13)　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

内部統制については、基本方針に基づき、体制の構築と運用が確実に行われるように努めており、必要に応じて体制の見直しを行っております。また、財務報告の内部統制については、当社の全社統制及び業務プロセスの整備と運用状況の評価を実施いたしました。前年度の評価範囲について実質的な変更はありませんが、有効性は勿論、効率面にも注力し、整備と運用の改善を今後とも進めてまいります。

貸借対照表

（平成27年12月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	1,710,748	流動負債	568,420
現金及び預金	946,537	買掛金	106,344
売掛金	588,126	短期借入金	298,000
前渡金	72,000	未払金	65,963
前払費用	49,368	未払費用	76,052
未収還付法人税等	48,365	未払消費税等	1,084
その他	6,349	預り金	18,338
固定資産	542,721	その他	2,637
有形固定資産	194,670	固定負債	65,628
建物	169,476	資産除去債務	65,628
工具、器具及び備品	25,193	負債合計	634,049
無形固定資産	20,946	（純資産の部）	
商標権	518	株主資本	1,612,630
ソフトウエア	20,428	資本金	962,897
投資その他の資産	327,104	資本剰余金	961,897
投資有価証券	90	資本準備金	961,897
関係会社株式	0	利益剰余金	△312,164
関係会社長期貸付金	79,000	その他利益剰余金	△312,164
敷金及び保証金	278,014	繰越利益剰余金	△312,164
貸倒引当金	△30,000	新株予約権	6,790
		純資産合計	1,619,420
資産合計	2,253,470	負債純資産合計	2,253,470

損　益　計　算　書

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		5,482,714
売上原価		5,440,730
売上総利益		41,983
販売費及び一般管理費		1,006,669
営業損失（△）		△964,685
営業外収益		
受取利息	244	
還付加算金	1,668	
物品売却益	647	
その他	42	2,602
営業外費用		
支払利息	2,883	
貸倒引当金繰入額	30,000	
為替差損	8,278	
株式交付費	1,153	42,315
経常損失（△）		△1,004,398
特別損失		
減損損失	8,640	
関係会社株式評価損	11,089	
事業整理損	155,008	174,738
税引前当期純損失（△）		△1,179,137
法人税、住民税及び事業税	10,302	
法人税等調整額	258,322	268,625
当期純損失（△）		△1,447,762

株主資本等変動計算書

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	865,850	864,850	864,850	1,135,598	1,135,598	2,866,298	－	2,866,298
当期変動額								
新株の発行（新株予約権の行使）	97,047	97,047	97,047			194,094		194,094
当期純損失（△）				△1,447,762	△1,447,762	△1,447,762		△1,447,762
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							6,790	6,790
当期変動額合計	97,047	97,047	97,047	△1,447,762	△1,447,762	△1,253,668	6,790	△1,246,877
当期末残高	962,897	961,897	961,897	△312,164	△312,164	1,612,630	6,790	1,619,420

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～15年
工具、器具及び備品	４～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費	支出時に全額費用として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理	税抜方式を採用しております。

２．会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

３．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　92,441千円

(2) 関係会社に対する金銭債権

関係会社に対する短期金銭債権　3,284千円

関係会社に対する短期金銭債務　5,783千円

(3) コミットメントライン契約

当社は、資金調達の安定性の確保を目的として、取引金融機関１社と平成27年４月にコミットメントライン契約を締結しております。当該契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は以下のとおりであります。

コミットメントラインの総額	300,000千円
借入実行残高	298,000千円
差引額	2,000千円

上記のコミットメントライン契約には、以下の財務制限条項が付されております。

(1) 本契約締結日以降の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部(資本の部)の金額を、前年同期比75%以上に維持すること。

(2) 本契約締結日以降の決算期における単体の損益計算書に示される営業損益及び経常損益を損失とならないようにすること。

(3) 本契約締結日以降の毎月末日時点の規定する取引先の売掛債権の合計金額を、それぞれの当該月末時点における実行済みの貸付元本の合計金額以上に維持すること。

当社は、当事業年度において重要な営業損失及び経常損失を計上する結果となり、(1)及び(2)の財務制限条項に抵触いたしておりますが、当社の手元資金にて返済原資を確保できております。

４．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

販売費及び一般管理費　338,324千円

5．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	6,939,360株	248,520株	－株	7,187,880株

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加248,520株は、新株予約権の行使による増加であります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

該当事項はありません。

(4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

	第3回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	287,040株	7,440株	223,500株	610,000株
新株予約権の残高	－千円	－千円	1,117千円	5,673千円

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

6．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金は主に自己資金で賄っております。資金運用については短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行っておりません。更に、安定的な経常運転資金枠の確保・緊急時の流動性補完を目的に国内金融機関からコミットメントラインを設定しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、非上場の株式であるため、市場価格の変動リスクはありません。

関係会社株式は、非上場の子会社株式であるため、市場価格の変動リスクはありません。

敷金及び保証金は、本社オフィスの賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、賃貸借契約締結に際し差入先の信用状況を把握しております。

営業債務である買掛金、未払金は一年以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、社内規程に従い、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
（1） 現金及び預金	946,537千円	946,537千円	－千円
（2） 売　掛　金	588,126	588,126	－
（3） 敷金及び保証金	278,014	254,041	△23,973
資産計	1,812,679	1,788,705	△23,973
（4） 買　掛　金	106,344	106,344	－
（5） 短期借入金	298,000	298,000	－
（6） 未　払　金	65,963	65,963	－
負債計	470,307	470,307	－

（注） 1．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

（1）現金及び預金　（2）売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（3）敷金及び保証金

これらの時価の算定は、契約ごとに契約終了時期を合理的に算定し、その期間及び信用リスクを加味した利率により割引いた現在価値を算定しております。

負　債

（4）買掛金　（5）短期借入金　（6）未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2．投資有価証券（貸借対照表計上額90千円）及び関係会社株式（貸借対照表計上額０千円）については、市場価格がなく、且つ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため上記算定対象には含めておりません。

7．関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	enish korea,Inc	（所有）直接100	役員の兼任 資金援助	資金の貸付	－	関係会社長期貸付金	39,000
子会社	株式会社EDIST.	（所有）直接100	役員の兼任 資金援助	資金の貸付	30,000	関係会社長期貸付金	30,000

（注）資金の貸付については、enish korea,Incに対しては無利息としており、株式会社EDIST.に対しては、市場金利等を勘案して合理的に決定しております。

8．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　224円35銭

(2) １株当たり当期純損失（△）　△207円53銭

9．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年２月12日

株式会社enish

取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	矢　治　博　之	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	矢　部　直　哉	㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ｅｎｉｓｈの平成２７年１月１日から平成２７年１２月３１日までの第７期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年１月１日から平成27年12月31日までの第７期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年２月12日

株式会社ｅｎｉｓｈ　監査役会

常勤社外監査役　志　村　直　幸　㊞

社外監査役　吉　羽　真一郎　㊞

社外監査役　佐　藤　　完　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役４名選任の件

取締役全員（４名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	安徳（あんとく）　孝平（こうへい） （昭和46年12月６日生）	平成８年４月　㈱イェルネット取締役就任 平成11年６月　ピー・アイ・エム㈱取締役就任 平成12年８月　ヤフー㈱入社 平成21年５月　当社代表取締役就任 平成23年６月　当社取締役就任 平成23年９月　当社執行役員就任 平成24年２月　当社プロダクト本部長就任 平成26年３月　当社代表取締役就任（現任）	827,560株
2	公文（くもん）　善之（よしゆき） （昭和49年12月26日生）	平成11年６月　ピー・アイ・エム㈱取締役就任 平成12年８月　ヤフー㈱入社 平成21年５月　当社代表取締役就任 平成23年６月　当社取締役就任（現任） 平成23年９月　当社執行役員就任（現任） 平成24年２月　当社プロダクト本部副本部長就任 平成26年３月　当社プロダクト本部長就任（現任）	827,560株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	高木（たかぎ） 和成（かずなり）（昭和43年11月13日生）	平成８年４月　ジャスコ㈱(現イオン㈱)入社 平成９年７月　㈱ソフマップ入社 総合企画室室長 平成15年５月　㈱マリンコンサルティング入社 部長 平成17年12月　㈱エイドステーション入社 部長 平成23年６月　当社入社 平成26年３月　当社執行役員管理本部長就任（現任） 平成27年３月　当社取締役就任（現任）	1,480株
4	公文（くもん） 俊平（しゅんぺい）（昭和10年１月20日生）	昭和45年１月　カナダ カールトン大学客員准教授 昭和46年９月　経済企画庁客員研究官 昭和53年１月　東京大学教養学部教授 昭和63年12月　米国ワシントン大学客員・研究教授 平成２年９月　国際大学教授 平成５年10月　国際大学グローバル・コミュニケーション　センター所長 平成８年３月　(公財)ハイパーネットワーク社会研究所理事長 平成16年４月　多摩大学情報社会学研究所長（現任） 平成25年６月　(公財)ハイパーネットワーク社会研究所評議員会会長 平成26年３月　当社取締役就任(現任) （重要な兼職の状況） 多摩大学情報社会学研究所長	200株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．公文俊平氏は、社外取締役候補者であります。

３．当社は、公文俊平氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しており、同氏が原案どおり取締役に選任されたときは、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。なお、公文俊平氏は、当社取締役である公文善之氏の叔父でありますが、会社法が定める社外取締役の要件を満たしていることはもとより、東京証券取引所が定める独立役員制度に関する独立性基準にも該当しないこと、並びに当社社外取締役に就任するまで当社及び当社の子会社と一切の関係を有したことがないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。

４．公文俊平氏は、情報社会学の開拓者として長年に渡る豊富な知識と幅広い見識を有されております。その専門的知識・見識を当社の経営に反映していただくために、社外取締役としての選任をお願いするものであり、また同様の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

５．公文俊平氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって２年となります。

６．当社は、公文俊平氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を、法令で定める最低責任限度額に限定する責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。

第２号議案　監査役３名選任の件

監査役全員（３名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	志村（しむら）　直幸（なおゆき）（昭和39年２月１日生）	平成４年10月　明和監査法人（現仰星監査法人）入所 平成11年８月　公認会計士志村直幸事務所所長（現任） 平成17年３月　志村直幸税理士事務所所長 平成23年６月　当社監査役就任（現任） 平成23年10月　㈱ゲオホールディングス社外取締役就任 平成24年８月　ファロス税理士法人社員就任（現任） （重要な兼職の状況） 公認会計士志村直幸事務所所長 ファロス税理士法人社員	－
2	吉羽（よしば）　真一郎（しんいちろう）（昭和48年11月４日生）	平成21年１月　森・濱田松本法律事務所パートナー 平成21年４月　青山学院大学法科大学院客員教授（現任） 平成23年10月　当社監査役就任（現任） 平成27年１月　潮見坂綜合法律事務所パートナー（現任） （重要な兼職の状況） 青山学院大学法科大学院客員教授 潮見坂綜合法律事務所パートナー	－

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	佐藤（さとう） 完（かん）（昭和35年10月14日生）	平成８年２月　㈱リムネット入社 業務統括部長兼公開準備担当 平成10年５月　ソフトバンク㈱入社 経営戦略室 平成12年３月　ヤフー㈱転籍 社長室 経営戦略部長 平成26年６月　当社監査役就任（現任）	－

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．志村直幸氏、吉羽真一郎氏及び佐藤完氏は、社外監査役候補者であります。当社は、志村直幸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しており、同氏が原案どおり監査役に選任されたときは、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

３．志村直幸氏は、公認会計士及び税理士として培われた経験に基づき、経営全般の監視をお願いするとともに、その経験を活かした有効な助言をいただけるものとして、社外監査役として選任をお願いするものであり、また同様の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しております。志村直幸氏は、現在当社の社外監査役であり、その在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって４年９ヶ月となります。

４．吉羽真一郎氏は、弁護士としての専門知識を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであり、また同様の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しております。吉羽真一郎氏は、現在当社の社外監査役であり、その在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって４年５ヶ月となります。

５．佐藤完氏は、上場会社を含む他企業においての勤務経験に基づく幅広く高度な見識と豊富な経験を有しており、経営の監視や適切な助言をいただけるものとして、社外監査役としての選任をお願いするものであります。佐藤完氏は、現在当社の社外監査役であり、その在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって１年９ヶ月となります。

６．当社は、志村直幸氏、吉羽真一郎氏及び佐藤完氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を、法令で定める最低責任限度額に限定する責任限定契約を締結しており、各氏の選任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。

以上

第７回定時株主総会会場ご案内図

会場　東京都港区六本木六丁目10番１号
六本木ヒルズ森タワー49階
六本木アカデミーヒルズ49　タワーホール



交通ご案内
＜地下鉄＞東京メトロ日比谷線六本木駅より１Ｃ出口　徒歩約10分
都営大江戸線六本木駅より３番出口　徒歩約10分
都営大江戸線麻布十番駅より７番出口　徒歩約18分
東京メトロ南北線麻布十番駅より７番出口　徒歩約18分
＜バ　ス＞都営01系統バス／渋谷～六本木ヒルズ「六本木ヒルズ」下車（森タワー１階）徒歩約５分
都営01系統バス／新橋～渋谷「六本木六丁目」下車（六本木通り）徒歩約10分
六本木アカデミーヒルズ入口からお入りください。

駐車場の準備はいたしておりませんので、ご了承のほどお願いいたします。